

# 堺市私道公共下水道布設決定通知書

堺 第 号

年 月 日

申請者代表者

様

堺市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のありました私道公共下水道の布設について、堺市私道公共下水道布設工事施行要綱第8条の規定に基づき、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

また、布設条件等（裏面参照）を確認の上、申請者全員及び私道所有者等の関係者に周知の程よろしくお願いします。

なお、下記3取消理由のいずれかに該当する事実のあったときは、決定を取り消すことがあります。

## 記

### 1. 私道の位置

堺市 区

### 2. 布設工事施行の可否

布設する。  布設しない。

### 3. 取消事由

- 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- 私道所有者その他権利者から土地使用承諾書の内容に異議の申し立てがあったとき。
- 申請者が裏面記載の布設条件を遵守しなかったとき。
- その他申請者が管理者の指示に従わなかったとき。

### 備考

布設することに決定した場合は、提出された書類に基づき設計等の作業を行うため、工事着手まで相当な期間を要しますので、ご了承願います。

## 布設条件

- (1) 布設工事に係る土地調査、測量及び地下埋設物調査（試験掘）を行うことについて承諾すること。
- (2) 布設工事の施行に当たり、私道内の私設の既設排水施設のうち本市が私道公共下水道を維持管理していく上で必要な物件については本市に無償譲渡するものとし、同工事に支障となる物件については撤去又は改良等に関する一切の権限を堺市上下水道事業管理者に委任すること。
- (3) 布設工事完了後の道路面の復旧については原則として原状復旧とするが、特殊舗装(カラー舗装・ブロック舗装・タイル張り等)の路面については、アスファルト舗装による復旧を了承すること。
- (4) 布設された私道公共下水道及びこれに付帯する設備等の所有権は、本市に属するものとし、利用者及び私道所有者は当該下水道の維持管理に支障をきたす行為（工作物の設置等）を行わないこと。
- (5) 布設工事完了後の私道公共下水道について、新たな公共下水道又は管理者が必要と認める排水設備の接続を、正当な理由なく拒まないこと。
- (6) その他